

No.223
2019
4/25



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



通勤手当等の見直しについて 4/25 東労組本部提案を受ける

本日、中央本部は「通勤手当等の見直し」について提案を受けました。

1. 通勤手当の見直し

新幹線または在来線特急を利用する通勤に対して通勤手当を支給すると共に、認定の取扱い等を見直す。

(1) 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当

① 支給条件および範囲

新幹線等で通勤する場合であって、次のいずれかに該当する場合に通勤手当を支給する。

ア 在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ自社線の新幹線の利用により45分以上短縮できる場合 ※新幹線は400km以内に限る

イ 会社が認めた在来線特急を利用する場合

ウ 会社が特に必要と認めた場合

② 支給額および支給限度額

①の適用を受け新幹線等を利用して通勤する社員に対する通勤手当の支給額は、支給限度額を設けず実費額とする。

(2) 定期乗車券の取扱い

通勤手当の認定は、社員の勤務状況にかかわらず、当該交通機関の発行する最長期間の定期乗車券（新幹線定期券を含む）を基本とし、認定を行う。なお、定期乗車券の確認については、継続購入時の確認を省略し、毎年7月および必要と認めた場合に行なう。

※モニター制度は創設から長期間が経過し、この間の社会制度の変更等により制度の維持が困難となっていることなどから廃止する。（現行モニター利用者には経過措置を設ける）。

2. 別居手当の見直し

別居手当のうち「配偶者の居住地から新勤務箇所までの距離または所要時間が100km以上または2時間以上あり、かつ配偶者の居住地から社員の居住地までの距離または所要時間が50km以上または1時間以上ある場合」の支給額は月額40,000円とする。

※現行月額30,000円

40か月A級地にいたら3年後にB級地を4か月支給
50か月B級地にいたら3年後にC級地を12か月支給

3. 都市手当の見直し

都市手当の級地異動に伴う特例について、保障期間が36か月であり、かつ異動前都市手当支給期間が36か月以上ある場合は、保障期間終了後、異動前の支給割合による都市手当を支給された月数から36か月を減じた月数分（12か月が限度）、保障されていた級地区分の直近下位の級地区分を保障する。

4. 実施期日

2019年10月1日

働きがいの持てる
労働環境を創造しよう！